



岡山労働局からのお知らせ

毎年2月は化学物質管理強調月間です

化学物質（化学製品）を原因とする労働災害は、**事業場の業種・規模に関係なく発生**しています。本リーフレットでは、化学物質（化学製品）の適切な管理に向けたポイントをまとめています。



あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか?



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

化学物質（化学製品）の危険性・有害性の把握

化学物質（化学製品）の危険性・有害性の把握は、適切な化学物質管理の基本です。
化学物質（化学製品）を製造、取扱う際は、必ずラベル・SDSに記載されている危険性・有害性を確認しましょう。

特に、ラベル・SDSの絵表示（ピクトグラム）は、言語の違い等に関係なく危険有害性を把握することができるので、絵表示の意味、優先順位を確認しておきましょう。

国連
GHS

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals GHS

表示による情報伝達

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（Pictograms）が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明はJISZ7252:2019に引用されたGHS文書第6版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1~1.4)
自己反応性化学品(タイプA、B)
有機過酸化物(タイプA、B)

【炎】



可燃性ガス(区分1)
自然発火性ガス
エアゾール(区分1、区分2)
引火性液体(区分1~3)
可燃性固体
自己反応性化学品(タイプB~F)
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物(タイプB~F)
純性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性(区分1)
眼に対する重篤な損傷性(区分1)

【どくろ】



急性毒性
(区分1~区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

【環境】



水生環境有害性
(短期(急性)区分1、
長期(慢性)区分1、
長期(慢性)区分2)

絵表示の優先順位

複数の危険有害性を持つ化学品の場合、複数の絵表示を表示することが原則ですが、健康有害性の絵表示には優先順位があります。



☠ の絵表示は全ての ⚠ より優先
= ☠ の絵表示が付いた場合、⚠ は付かない



☞ の絵表示は ⚠ より優先
= ☞ の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない

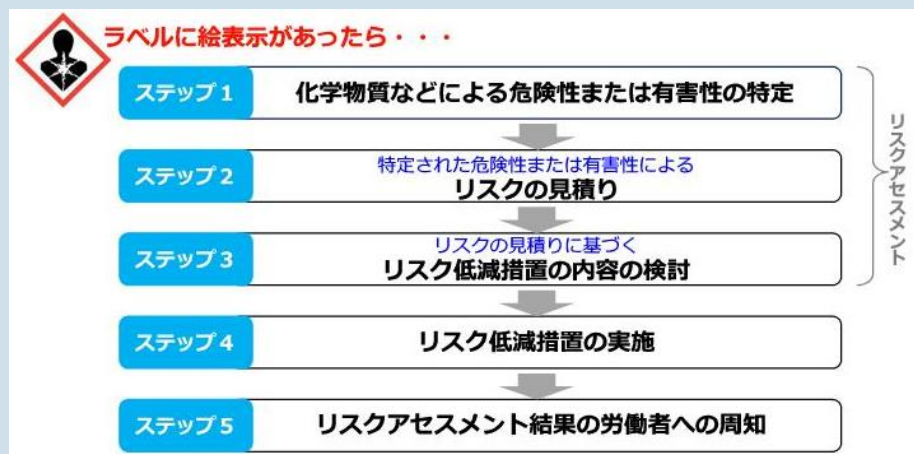


☹ の絵表示は ⚠ より優先
= 呼吸器感作性に関する ☹ の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない

リスクアセスメントの実施とばく露防止対策

【リスクアセスメント】

国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質がリスクアセスメントの対象です。
前頁の絵表示がラベル・SDSに表示されている化学物質（化学製品）はリスクアセスメント対象物となります。



【厚生労働省が作成したリスクアセスメント支援ツールの例（職場のあんぜんサイトから引用）】

名称	対象	特色
厚生労働省版コントロール・バンディング	有害性	ILOが中小企業向けに作成した簡易リスクアセスメントツールを厚生労働省がWEBシステムとして改良、開発したもの。化学物質の有害性情報、取扱物質の揮発性・飛散性、取扱量から簡単にリスクの見積もりが可能。
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	危険性 有害性	サービス業や試験・研究機関等を含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。化学物質の取り扱い条件から推定したばく露濃度とばく露限界値（又はGHS区分情報）を比較する方法。
検知管を用いたリスクアセスメントガイドブック	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検知管を用いたリスクアセスメント手法のガイドブック。Microsoft Excelを活用した評価ツールに測定結果を入力することで、簡便にリスクの見積もりが可能。

【ばく露防止対策】

有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害防止規則等の**特別規則の対象となっている物質**については、これらの特別規則に基づいて適切なばく露防止対策を講じてください。

特別規則の対象となっていない**リスクアセスメント対象物**については、必要な措置を講ずることにより、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にしてください。

リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を、最小限度にするために必要な措置の例	高	より危険性・有害性の低い代替物を使用すること
	▲ 措置の優先順位 ▼	発散減を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働（衛生工学的対策）
		作業の方法の改善（管理的対策）
	低	有効な呼吸用保護具を使用させること

➡ これらのばく露低減措置を、**事業者自らが選択**します。

自律的管理に向けた実施体制の確立

化学物質（化学製品）の危険性又は有害性等を調査し、適切にばく露防止対策を講じるためには、事業場内の実施体制を確立する必要があります。

リスクアセスメント対象物を製造・取扱う事業者は、**業種・規模に関係なく、「化学物質管理者」を選任**し、リスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させていただきます。



また、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場では、**「保護具着用管理責任者」を選任**し、有効な保護具の選択や使用状況等に係る事項を管理させていただきます。

【化学物質管理者の要件等】

リスクアセスメント対象物製造事業場	専門的講習の修了者等の有資格者
リスクアセスメント対象物取扱い事業場	資格要件は定められていないが、専門的講習等の受講が推奨されている

【詳しく知りたい方へ】

化学物質管理に関する参考資料等のご案内

化学物質関係リーフレット等一覧	厚生労働省HPに掲載。右のリーフレットなど、化学物質に係るリーフレットを掲載しています。	
ケミガイド	厚生労働省が運営するサイトで、自律的な化学物質管理導入に関する背景や災害事例等を掲載。表紙のリーフレット「いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか？」に関する動画を掲載しています。	
職場のあんぜんサイト	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が運営するサイトで、化学物質に係る災害事例集やリスクアセスメント実施支援等、自律的な化学物質管理を進めるための具体的な手法等が掲載されています。	